検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第４（第10条関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部
横浜地方検察庁川崎支部
横浜地方検察庁相模原支部
横浜地方検察庁横須賀支部
横浜地方検察庁小田原支部
さいたま地方検察庁越谷支部
さいたま地方検察庁川越支部
さいたま地方検察庁熊谷支部
千葉地方検察庁松戸支部
水戸地方検察庁土浦支部
前橋地方検察庁高崎支部
静岡地方検察庁沼津支部
静岡地方検察庁浜松支部
長野地方検察庁松本支部
新潟地方検察庁長岡支部
大阪地方検察庁堺支部
神戸地方検察庁尼崎支部
神戸地方検察庁姫路支部
名古屋地方検察庁一宮支部
名古屋地方検察庁岡崎支部
名古屋地方検察庁豊橋支部
津地方検察庁四日市支部
広島地方検察庁呉支部
広島地方検察庁尾道支部
広島地方検察庁福山支部
山口地方検察庁下関支部
岡山地方検察庁倉敷支部
福岡地方検察庁飯塚支部
福岡地方検察庁久留米支部
福岡地方検察庁小倉支部
長崎地方検察庁佐世保支部
那覇地方検察庁沖縄支部
福島地方検察庁郡山支部

改正前

別表第４（第10条関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部
横浜地方検察庁川崎支部
横浜地方検察庁相模原支部
横浜地方検察庁横須賀支部
横浜地方検察庁小田原支部
さいたま地方検察庁越谷支部
さいたま地方検察庁川越支部
さいたま地方検察庁熊谷支部
千葉地方検察庁松戸支部
水戸地方検察庁土浦支部
前橋地方検察庁高崎支部
静岡地方検察庁沼津支部
静岡地方検察庁浜松支部
長野地方検察庁松本支部
新潟地方検察庁長岡支部
大阪地方検察庁堺支部
神戸地方検察庁尼崎支部
神戸地方検察庁姫路支部
名古屋地方検察庁一宮支部
名古屋地方検察庁岡崎支部
名古屋地方検察庁豊橋支部
津地方検察庁四日市支部
広島地方検察庁呉支部
広島地方検察庁尾道支部
広島地方検察庁福山支部
山口地方検察庁下関支部
福岡地方検察庁飯塚支部
福岡地方検察庁久留米支部
福岡地方検察庁小倉支部
長崎地方検察庁佐世保支部
那覇地方検察庁沖縄支部
福島地方検察庁郡山支部
福島地方検察庁いわき支部